

保育園に入園するには手続きが必要です

【概要】

○保育園とは

小学校に入る前の児童（子ども）の保護者（お父さんとお母さん）が仕事をしていたり、病気などのため、家で保育が出来ない場合に、小学校に入る前の児童を保護者に代わり保育する施設です。

○入園条件

- 保護者・申込児童が太田市に住んでいて、住民登録をしていること。
- 児童を保護者（親族などを含む）が仕事をしていたり、病気などで保育できないこと。
- 外国人は就労可能な在留資格または資格外活動許可が必要です。

【必要な手続き】

○手続きの方法

市役所で決められた入園申込書を記入し、保育園に入る理由が就労の場合は、勤めている会社で就労証明に署名してもらい、必要事項を書いて期日までに提出します。

○提出先 市役所こども課

○申込時期

- 4月に入園…前年の10月頃から受付 詳しい事は市広報などで知らせます。
- 5月から3月に入園…入園したい月の前の月の10日まで（休日の場合は前の日）となります。

【注意点】

- 在留資格のない人は入園できません。
- 仕事を辞めたりして、家で保育できる場合は退園（保育園を辞める）となります。

- 入園は当月1日からで、月の途中の入退園はできません。
- 空いていない保育園には申込できません。
- 申請する際に、マイナンバーの記入が必要になります。
- 申込をしても、入れるとは限りません。

【問い合わせ先】

おおたしやくしょ ことども課 入園児童係 (3階31番窓口) TEL 0276-47-1943